

財務省告示第七一五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六第一一項に係る物品についての平成十五年度における輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税の発動日を次のように定める。

平成十五年十一月二十六日

平成十六年一月一日

財務大臣 谷垣 穎一